

国 土 交 通 省

大臣許可業者のみなさまへ大事なお知らせ

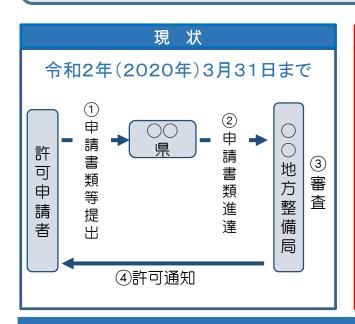
令和2年(2020年)4月1日から

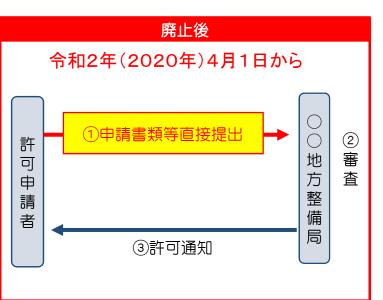
建設業許可関係、経営事項審査の各種書類は各地方整備局等へ直接提出となります。

最寄りの都道府県窓口への提出・受付は行えませんのでご注意下さい。 詳細な提出方法等はお近くの地方整備局HPをご確認願います。

【直接地方整備局等へ提出となるもの】

建設業許可申請(新規、更新等)、決算変更届等の各種届出、経営事項審査申請





問合せ先一覧

北海道開発局 事業振興部建設産業課 011 - 709 - 2311東北地方整備局 建政部建設産業課 022-225-2171 関東地方整備局 建政部建設産業第一課 048 - 601 - 3151北陸地方整備局 建政部計画·建設産業課 025-280-8880 中部地方整備局 建政部建設産業課 052 - 953 - 8572近畿地方整備局 建政部建設産業第一課 06-6942-1141 中国地方整備局 建政部計画・建設産業課 082-221-9231 四国地方整備局 建政部計画・建設産業課 087-851-8061 九州地方整備局 建政部建設産業課 092-471-6331 沖縄総合事務局 開発建設部 建設産業・地方整備課 098-866-0031

※ 建設業許可担当・経営事項審査担当までお問い合わせください

建設業者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

国土交通大臣に対する建設業の許可申請等に係る 都道府県経由事務の完全廃止について(通知)

国土交通大臣に対する建設業の許可申請等に係る都道府県経由事務については、「国土交通大臣に対する建設業の許可申請等に係る都道府県経由事務の廃止について(通知)」(令和元年 11 月 1 日付け国土建第 324 号)により通知したとおり、「平成 30 年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成 30 年 12 月 25 日閣議決定)において、「申請手続が電子化されるまでの間において、都道府県が希望する場合には、都道府県を経由して国土交通大臣に提出することも可能とする」とされたことから、現在は経由事務の存続を希望した山梨県及び大分県に主たる営業所を有する建設業者に限り許可申請書その他の書類を都道府県を経由して、地方整備局等に提出することができることとされております。

今般、山梨県及び大分県が令和3年3月31日を以て都道府県経由事務の希望を取りやめることとなり、令和3年4月1日以降は、国土交通大臣に対する建設業の許可申請等に係る都道府県経由事務は全都道府県において廃止されることとなるため、経由事務の廃止に係る事務の取扱いを下記の通り通知いたします。貴団体におかれましては、特に両県に主たる営業所を有する傘下の建設業者に対し、本通知の内容について周知徹底を図っていただきますようお願いします。

記

建設業者は、その主たる営業所が存する都道府県の別に関わらず、令和3年4月 1日以降、国土交通大臣に対する以下の書類については、当該都道府県を管轄する 地方整備局等へ直接、郵送又は持ち込みにより、書類を提出すること。

・建設業許可申請書及びその添付書類(建設業法第5条、第6条及び建設業法施 行規則第2条、第3条、第4条、第5条関係)

- ・変更・廃業等の届出書及びその添付書類(建設業法第 11 条、第 12 条及び建設 業法施行規則第7条の2、第8条、第9条、第 10 条関係)
- ・経営規模等評価申請書及びその添付書類(建設業法第27条の26第2項、第3項及び建設業法施行規則第19条の6関係)
- ・総合評定値の請求書及び経営状況分析の結果の通知書(建設業法施行規則第21 条の2第2項関係)